

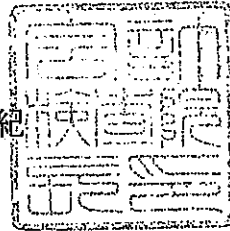
210普第265号
平成21年11月5日

大阪府知事

橋下 徹 殿

会計検査院長

西村 正 総



会計検査に関する行政文書の公開について

今般、貴府におかれましては、本院が作成し貴殿あてに発した照会文書及びこれに対し、貴殿が作成し本院に送付した回答文書の控えを公開対象文書として特定したと聞いております。

これまで照会・回答文書が公開される場合の問題点については、事務レベルで貴府の担当者に対してお伝えしているところではありますが、重ねて申し上げます、今回の照会・回答文書の公開については、次のような懸念を持っておりますので、照会・回答文書を公開することについては再度御検討をいただくようお願い申し上げます。

- ① 照会文書には、照会の必要上、受検機関に対して行った検査の着眼点や検査手法に関する情報が含まれる場合があり、検査結果の報告とは別に検査の途中過程におけるこのような照会文書を公開することは、他の受検機関において、本院の検査に伴う指摘を免れる手段として用いられることにもなりかねず、検査を回避したり、不適正な事実を隠ぺいするために使われたりするおそれがあり、公開することが国民の利益に資するとは思われないこと
- ② 情報公開制度の主旨は、行政に関する情報をできるだけ公開することにあると考えるが、検査結果については検査官会議の議決を経て公表されることになっているので、それ以前に検査の途中過程における照会文書を公開することによる利益はそれほど大きくないと考えられる一方で、公開することにより、上記で述べたようなおそれがあること
- ③ 検査の途中過程で発する照会文書が、今後、いつ公開されるかわからないという状況の下においては、受検機関との率直な意見交換が困難になり、円滑な検査ができなくなったり、検査を担当する本院職員の検査活動が消極的になり、士気が低下したりするおそれがあること

大阪府情報公開条例

公開しないことができる行政文書（抜粋）

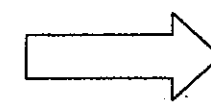
第8条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

（略）

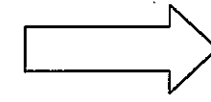
- (3) 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

大阪府の見解

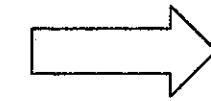
非公開理由には当たらず、全部公開とする。



○本件対象文書には、受検庁の不適正な受検対応を容易とするような情報は記録されておらず、公開によって具体的な事務執行に著しい支障を及ぼすおそれはない。



○検査官会議の議決を経て検査結果を公表することをもって、それ以前の検査の途中過程の文書を非公開とする考え方はおかしい。



○意思形成過程にある情報であっても、府政の府民参加の推進という観点からは、意思形成の段階ごとに公開していくことが望ましい。
○本件対象文書は、照会の段階ではなく、回答済の段階のものであり、未成熟・精度不十分な情報ではないため、公開によって率直な意見交換などを損うおそれはない。